明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第十八条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二第二項中「第四十二条の五第五項」を削り、同条第十一項を次のように改める。

11　第二項又は第三項の規定の適用がある場合には、法人税法第二編第一章第二節第二款又は第三編第二章第二節（第百四十三条を除く。）の規定（以下この項において「法人税法税額控除規定」という。）による法人税の額からの控除及び震災特例税額控除規定（第二項及び第三項の規定をいう。以下この項及び次項において同じ。）による法人税の額からの控除については、まず震災特例税額控除規定による控除をした後において、同法第七十条の二又は第百四十四条の二の三に定める順序により法人税法税額控除規定による控除をするものとする。

第十七条の二第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第四十二条の五第二項及び第三項」を「第四十二条の五第二項」に改め、「第四十二条の十二の五」の下に「、第四十二条の十二の六第二項」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第十一項の次に次の二項を加える。

12　第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（第二節第二款を除く。）及び第三編第二章（第二節を除く。）の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　法人税法第六十七条第三項に規定する法人税の額は、当該法人税の額から震災特例税額控除規定により控除する金額を控除した金額とする。

二　法人税法第七十二条第一項第二号に掲げる金額は、同項に規定する期間を一事業年度とみなして同項第一号に掲げる所得の金額につき同法第二編第一章第二節（第六十七条、第六十八条第三項及び第七十条を除く。）の規定及び震災特例税額控除規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額とする。

三　法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる所得の金額につき同法第二編第一章第二節の規定及び震災特例税額控除規定を適用して計算した法人税の額とする。

四　法人税法第百四十四条の四第一項第三号若しくは第四号又は第二項第二号に掲げる金額は、同条第一項又は第二項に規定する期間を一事業年度とみなして同条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき同法第三編第二章第二節（第百四十四条（同法第六十八条第三項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定及び震災特例税額控除規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額とする。

五　法人税法第百四十四条の六第一項第三号若しくは第四号又は第二項第二号に掲げる金額は、同条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき同法第三編第二章第二節の規定及び震災特例税額控除規定を適用して計算した法人税の額とする。

13　租税特別措置法第六十六条の七第四項又は第六十六条の九の三第四項の規定の適用がある場合における第十一項の規定の適用については、同項中「又は第三編第二章第二節（第百四十三条を除く。）の規定」とあるのは「の規定」と、「控除及び」とあるのは「控除」と、「控除に」とあるのは「控除並びに租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第六十六条の九の三第四項の規定による法人税の額からの控除に」と、「同法第七十条の二又は第百四十四条の二の三」とあるのは「同法第六十六条の七第七項及び第六十六条の九の三第七項並びに法人税法第七十条の二」と、「法人税法税額控除規定に」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第六十六条の九の三第四項の規定並びに法人税法税額控除規定に」とする。

8　前条第十一項から第十三項までの規定は、第二項又は第三項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十一項中「第二項及び第三項」とあるのは、「次条第二項及び第三項」と読み替えるものとする。

第十七条の二の三第八項を次のように改める。

8　第十七条の二第十一項から第十三項までの規定は、第二項又は第三項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十一項中「第二項及び第三項」とあるのは、「第十七条の二の三第二項及び第三項」と読み替えるものとする。

第十七条の三第五項を次のように改める。

5　第十七条の二第十一項から第十三項までの規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十一項中「第二項及び第三項」とあるのは、「第十七条の三第一項」と読み替えるものとする。

第十七条の三の二第四項を次のように改める。

4　第十七条の二第十一項から第十三項までの規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十一項中「第二項及び第三項」とあるのは、「第十七条の三の二第一項」と読み替えるものとする。

第十七条の三の三第四項を次のように改める。

4　第十七条の二第十一項から第十三項までの規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十一項中「第二項及び第三項」とあるのは、「第十七条の三の三第一項」と読み替えるものとする。

第十七条の四第一項中「第六十八条の十五の七第一項各号」を「第六十八条の十五の八第一項各号」に改める。

第二十二条の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織による申告の特例）

第二十二条の二　法人税法第七十五条の三第二項に規定する特定法人である法人がこの章（次条から第三十三条までを除く。）の規定（これに基づく命令を含む。）その他法人税に関する特例を定めている規定として政令で定める規定の適用を受ける場合における同法第二編第一章第三節第二款の二の規定の適用については、同法第七十五条の三第一項中「含む。）」とあるのは「含む。）の規定、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三章（第二十三条から第三十三条までを除く。第三項において同じ。）（法人税法等の特例）の規定（これに基づく命令を含む。同項において同じ。）、同法第二十二条の二（電子情報処理組織による申告の特例）に規定する政令で定める規定」と、同条第三項中「含む。）及び」とあるのは「含む。）の規定、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三章の規定、同法第二十二条の二に規定する政令で定める規定」とする。

第二十五条の二第十二項を次のように改める。

12　第二項又は第三項の規定の適用がある場合には、法人税法第二編第一章の二第二節第二款の規定（以下この項において「法人税法税額控除規定」という。）による法人税の額からの控除及び震災特例税額控除規定（第二項及び第三項の規定をいう。以下この項及び次項において同じ。）による法人税の額からの控除については、まず震災特例税額控除規定による控除をした後において、同法第八十一条の十七に定める順序により法人税法税額控除規定による控除をするものとする。

第二十五条の二第十四項中「第十一項まで及び前項」を「前項まで」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第六十八条の十第二項及び第三項」を「第六十八条の十第二項」に、「並びに第六十八条の十五の七」を「、第六十八条の十五の七第二項並びに第六十八条の十五の八」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項の次に次の二項を加える。

13　第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二（第二節第二款を除く。）及び地方法人税法第十五条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　法人税法第八十一条の十三第二項に規定する法人税の額は、当該法人税の額から震災特例税額控除規定により控除する金額を控除した金額とする。

二　法人税法第八十一条の十八第一項に規定する減算調整額には、震災特例税額控除規定により当該震災特例税額控除規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額を含むものとする。

三　法人税法第八十一条の二十第一項第二号に掲げる金額は、同項に規定する期間を一連結事業年度とみなして同項第一号に掲げる連結所得の金額につき同法第二編第一章の二第二節（第八十一条の十三、第八十一条の十四第二項及び第八十一条の十六を除く。）の規定及び震災特例税額控除規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額とする。